

市内リーグ委員会細則

この細則は、市内リーグ委員会の規則に基づいて運営に必要な事項を定める。

1. チーム登録・選手登録について

- (1) 八戸市サッカー協会、基本規程第51条により加盟した団体及び所属選手を有資格者とする。
- (2) 登録料については、委員会規則第10条により下記の通り。
 - イ. 登録費用 新規・継続チーム 40,000円 / 個人登録料1名につき2,500円×人数
 - ロ. 年間表彰式参加費用 14,000円(7,000円×2名分)* 上記イ・ロの合計金額を納付期限の7月末日までに協会指定口座に振り込むこと。
- (3) 選手登録については、他の市内リーグチームとの二重登録及びシーズン途中のチーム移籍は認めない。
(選手登録時に本人の意思確認をすること。)
- (4) 東北リーグ・県リーグに登録している選手については、市内リーグ1部又は2部リーグへの出場は認める。
ただし、選手登録は必要とする。(3部・4部リーグへの出場は不可とする。)
- (5) 追加選手の登録については、随時可能とする。
ただし、試合出場希望日の5日前(火曜日)までの登録とする。

2. 参加チーム・選手の資格要件等

- (1) 参加チーム・選手は、市内リーグ規則及び細則を遵守できるチーム・選手であること。
- (2) 選手の資格要件は、社会人・大学生であること。(未成年であるかどうかは問わない)
ただし、大学生については大学リーグに選手登録をしていないこと。
- (3) 参加選手は傷害保険に加入していること。(チーム加入を原則とする)
- (4) 選手の登録人数は、最低15人とする。(16人が望ましい)

3. 大会要項(競技規則・競技方法)

- (1) 競技規則は、当該年度の日本サッカー協会競技規則に準ずる。
- (2) 試合時間は、前半30分・後半30分とし延長戦は行わない。ハーフタイムは5分とする。
- (3) 試合成立の最小人数を8人とする。
- (4) 選手交代の人数制限・交代の回数制限は行わない。
- (5) 順位の決定は、勝者は勝点3・引分は勝点1・敗者は勝点0・不戦敗は-2点(得点-7点)
とし勝ち点が上位のチームの順番とする。
- (6) 勝ち点が同数の場合は、得失点差によるが、なお同数の場合は当該チームの勝敗による。
- (7) 試合中に警告を2回受けた選手は退場となり、次の試合に出場することができない。
リーグ期間中、警告を累積で3回受けた選手は、次の試合に出場することができない。
試合中に退場を命じられた選手は、次の試合に出場することができない。その後の処置については
委員長等で審議の上、運営委員会で決定する。
- (8) 警告・退場があった場合、審判担当チームは、該当チーム名・選手氏名を試合結果を含めて
事務局までLINE報告すること。
- (9) ユニホーム等、選手の用具について
 - イ. ユニホームの色は審判と同系色(黒・濃紺)を使用しない。(JFA競技規則に記載)
(パンツ・ソックスの黒色は認めるが、使用の際はパンツかソックスのいずれかとする。)
 - ロ. 主審は、対戦チームのユニホームが同系色で判別しがたいと判断したときは、両チーム
立ち合いのもと、いずれかのチームが別色のユニホームまたはビブス等を着用することを決定する。
 - ハ. ユニホーム(シャツ・パンツ・ソックス)の色はチームで統一すること。
メーカー名が相違していても主たる色が同系色であれば着用を認める。ビブスも同様とする。
 - ニ. ゴールキーパーのユニホームにおいてシューズ・ソックスはフィールドプレーヤーと同系色でも良い。
 - ホ. ソックスにテープ・その他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、
ソックスと同色でなくても良い。
 - ヘ. アンダーシャツ・アンダーシューズ・タイツの色は問わない。ただし、原則としてチーム内で
同色のものを着用する。

4. 審判

- (1) 加盟登録チームはJFA審判資格者の保有を義務とする。
- (2) 主審は有資格者が担当すること。
- (3) 主審及び副審とも審判割当てに従って、担当チームが責任をもって試合の運営に努めること。
- (4) 審判講習会等を受講し、審判のレベル向上を図る。
- (5) 不戦敗等により試合が開催されない場合において、不戦勝・不戦敗のいずれかのチームでも審判割当てに該当していた場合は、審判担当をすることを原則とする。

5. 組合わせ及び日程等

- (1) リーグは、1部から4部までの10チーム単位とするが参加チーム数により調整する場合がある。
- (2) 毎年度のリーグ開幕前に運営委員会を開催し、組合わせ及び日程を調整する。
- (3) 試合日程の変更
 - イ. リーグ開幕前までに日程調整をすること。

但し、自然災害等及び施設側の使用不許可の場合は、以後の日程を調整することができる。
 - ロ. 不戦敗の通知について、試合当日の2日前(金曜日)までに対戦チーム及び事務局にLINE報告する。
- (4) リーグ戦の開催時期は、原則5月から10月末日とする。(未消化の場合は期間を延長する。)

6. 表彰

年間表彰式においてリーグ表彰を行う。

7. その他

- (1) 市内リーグ委員会規則・細則に違反した場合や予定していた試合を故意に放棄した場合など、重要案件は委員長等により審議の上、運営委員会を開催し処罰を決定する。
- (2) 反社会的勢力(団体・個人問わず)との関わりを排除する。
- (3) 試合中の怪我等の処置はチーム対応とする。

その後、病院等で治療が必要になった場合も、チームの責任において対処する。
- (4) 試合会場の準備・後始末は各会場施設の運営方法により行うこと。
- (5) 各会場とも施設内は禁煙になっています。(喫煙場所も撤去されています)
- (6) 南部山会場について、駐車場が満車の場合はグラウンド外周の駐車スペースを利用すること。

それ以外の場所への駐車は認められていないのでチーム内で共有すること。
- (7) PAMCO会場について、ボールが防球ネットの外にでた場合は、外から蹴り入れる・投げ入れる等の方法でボールをピッチ内に入れず。設備の破損等の場合、当事者が損害賠償する。

8. 感染症等の対応について

- (1) 季節性インフルエンザ・コロナ感染症等に罹患又は発熱・体調不良等の状態になった場合は、当該日から5日間は休養日とし、その期間内の試合出場は見合わせる。

附則

この細則は2015年(平成27年)8月1日から施行する。

改正 2020年(令和2年)7月15日

改正 2021年(令和3年)7月21日

改正 2022年(令和4年)7月20日

改正 2023年(令和5年)7月19日

改正 2024年(令和6年)5月15日